

魏律「序略」についての二、三の問題（下）

——滋賀秀三氏の「曹魏新律十八篇の篇目について」に寄せて——

内 田 智 雄

前稿の要旨は大体次のようにいうことができる。

私見によれば「序略」は、「舊律所難知者、由於六篇篇少故也」に始まり、「斯皆魏世所改、其大略如是」に終るものと見る。そして、「凡所定、増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣」、ないしはそれにつづく「改漢舊律不行於魏者、皆除之」<sup>(1)</sup>までをもつて前節となし、上文、ないしは上文につづく「更依古義、制爲五刑」以下、「斯皆魏世所改、其大略如是」までをもつて後節と見るということになる。

次に繫訊断獄律は、一律とも二律とも目し得る一応の根拠をそれぞれにもつており、従つて一律とも二律とも簡単には断定しがたいが、一律と見る場合にもまた二律と見る場合にも、それぞれその理由とするところを開示しなければならぬ。しかるに滋賀氏はその手続きを完全に省略している。そしてそのことは、おそらくは滋賀氏においては、次の囚律解消説と不可分な関連をもつものであると考えられる。

滋賀氏は、囚律が魏において解消したという想定のもとに、囚律を除くとともに、新律十八篇という篇目の全体の数の上から、繫訊断獄律を二律とする立場をとっていられるものの如くであるが、この囚律が解消したという見解にも、繫訊断獄律を二律とする見解にも、ただちには賛同しがたいものがある。私はこの滋賀氏の熟慮された新説を踏

み台として、「就故五篇」の「もとの五篇」をもって、具律、すなわち魏の新律の篇首におかれるにいたった刑名律を除く法経の五篇と見なし、囚律は依然魏律においても一篇として存在し、従って、篇数の上からは、繫訊断獄律は一律であったと見得るのではないかという説を提示した。なおこの「もとの五篇」の解釈は、私自身の説というより、われわれの晋書刑法志研究会の席上において出された一説であつて、私がそれをここに借用したものであることを付記しておくが、それは私の責任を回避しようとする意味のものでは決してない。

いま「もとの五篇」の意義内容を、囚律存否の問題との関連において、若干の補足的な考察を付記するとすれば、法経と漢の九章律とについて、「序略」がどのような表現をしているかを比較検討してみることも、問題を考察するひとつの資料であると思われる。それで、「序略」の中から関係記事をひろってみると次のようなものがある。

(イ) 舊律所難知者、由於六篇篇少故也。

(ロ) 舊律因秦法經、就増三篇。

(ハ) 凡所定、増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣。

そして(イ)の「舊律」は「由於六篇篇少故也」とあることによつて、一見、法経六篇をさすもののように感ぜられるが、われわれの晋書刑法志の訳文も、「旧来の律がわかりにくかつたのは、そのもとなつた法経が六篇で、その篇数がすくなくすぎたからである」と訳した如く、魏の新律制定以前の律で、秦や漢の旧律を総称していつているものと解するのが正しく、従つて法経六篇のみを指称するものではないであろう。また(ロ)の「舊律」は、「因秦法経、就増三篇」とあることによつて、これは明らかに漢の九章律をいうものであることが知られる。従つて「舊律」ということばの詮議からは、ただちに「もとの五篇」が法経の五篇を指すものとはいえないけれども、ことさらに「もとの五篇」といったのは、「舊律」という用語とは區別していつたものであり、「於正律九篇爲増」の「正律」とも區別

する意識を、用語の上にも示したものと見ることはできないであろうか。もつとも「於正律九篇爲増」ということは、何にもまして「於旁章科令爲省矣」ということばに対応するものではあるけれども、「舊律」ということばを避け、「正律」ということばを用いないで、単に「就故五篇」といったその「もと」という表現や、「ついで」という表現も、ともに法経との関係において理解することが自然なのではないであろうか。もしこのように解するとすれば、上掲の文章は、「以上すべて今回制定した新律は、あらたに十三篇を増し、もとの法経の五篇に加えて、あわせて十八篇ある。旧来の漢律の九篇に対しては増したことになり、また旁章や科や令に対しては減じたことになり」となつて、ここでは、始めに新律と法経とのそれぞれの篇数と、およびその篇数の合計を示し、そしてそれを前代の漢の律や旁章科令との簡繁の比較を述べたものと理解される。事実、魏律は何にもまして、漢律に準拠して作制せられたものであるからである。そしてもしこのように、「もとの五篇」を法経の五篇と解して誤りなしとすれば、滋賀氏が想定せられるように、囚律は解消したと見るべきではなく、従つてまた、漢の九章律中の一篇たる戸律をもつて、「もとの五篇」の中に数えるべきではないということになる。従つてまた、滋賀氏がもし囚律の解消という想定の上 に立つて、それとの関連において、繫訊断獄律を二律と数えていられるものとすれば、これもまた一律と修正される 要が生ずることとなる。事実、「序略」の記述に徴するかぎり、繫訊断獄律を二律と断定する積極的な資料は全然存 していないわけである。

注 (一) 訳注晉書刑法志(四)(同志社法学、第五十五号)は、「於旁章科令爲省矣」をもつて区切つておいたけれども、それは、訳注の他の部分におけると同じように、単なる便宜や、訳注進行上の都合などによるものであつて、必ずしも「序略」前節の末尾という意味のものではない。

さきに私は、「凡所定、増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣」、ないしはそれにつづく「改漢舊律不行於魏者、皆除之」までをもつて「序略」の前節となし、上文（ここでは「改漢舊律不行於魏者、皆除之」を指す）ないしそれにつづく「更依古義、制爲五刑」以下、「斯皆魏世所改、其大略如是」までをもつて後節とするという、きわめてあいまいな表現を用いたが——このことについては後に改めて言及する——たとえこのような区分の仕方に異議があるとしても、その下文の「更依古義、制爲五刑」以下が、前節とは記述の内容を甚だしく異にするものであることは、率直に認めなければならぬかと思う。すなわち

更依古義、制爲五刑。

其死刑有三、髡刑有四、完刑作刑各三、贖刑十一、罰金六、雜抵罪七、凡三十七名、以爲律首。

という「五刑」は、「罰金」と「雜抵罪」とを除く五つの刑をいうものであろう。そして「三」とか「四」などある数字は、それぞれの刑や罪の有する等級の数を示すものと考えられる。とにかくこれは、五刑と二罪についての総合的な記事であつて、五刑と二罪に限定されてはいるけれども、漢律では具律の内容を想像せしめるに足るもので、それは、張鵬一がその「漢律類纂」において、漢律をその類に従つて原形への復元を試みているが、その具律の「刑制」の条を想起せしめるものがある。また唐律疏議の「刑名」には、「笞刑五、杖刑五、徒刑五、流刑三、死刑二」とあつて、その刑種を異にしているけれども、五刑とそれぞれの刑のもつ等級を示す点においては、相似るものであることを認めざるを得ないと思う。しかし魏律と漢唐律とにおける五刑の記載順位は、前者が死刑より順次輕刑に及んでいるのに対して、漢唐律のそれは輕刑から順次重刑に及んでおり、かつ五刑に関する記載内容も簡繁頗る異なっているけれども、「序略」がその要綱のみを摘記したものとみれば、この五刑に関する記事が、魏律の「刑名」の一部をなしていたものであろうことは、疑いの余地を存しないと思われる。またその故にこそ、「以爲律首」といわれ

ているわけで、内容的にも、また篇次の位置からいっても、魏の刑名律の一部、ないしはその内容の一端をつたえるものであることは信じて疑わないところである。

次に、この五刑の記事につづく一文は、賊律の改正点と、改正の事由とを述べるものであるが、本文の考察に入るにさきだつて、賊律に關係する条項を順次列記してみることとする。

又改賊律、

但以言語、及犯宗廟園陵、謂之大逆無道、要斬、家屬從坐、不及祖父母孫。

謀反大逆、臨時捕之、或汙瀆、或梟殪、夷其三族、不在律令、所以嚴絕惡迹也。

賊鬪殺人、以効而亡、許依古義、聽子弟得追殺之。

會赦及過誤相殺、不得報讎、所以止殺害也。

正殺繼母、與親母同、防繼假之隙也。

以下、上記本文の若干の条項について、簡単な解説を付することとしよう。最初の条項の、ただ、天子に対して不敬の言辞を弄するものというのは、行為にわたらずして、言語をもって天子に不敬をなすもののことをいう。これを大逆無道とよぶというのは、かかる言辞をもって天子に不敬をなす行為や、天子の宗廟や園陵を冒瀆毀損する行為を、従来は大逆無道あるいは大逆不道とはしていなかったことを暗に示すものであり、従つてその刑罰も大逆無道（あるいは不道）より重かつたのか、それとも軽かつたのか明らかでないが、とにかくかかる行為に対する罪名を大逆無道となし、その刑を腰斬と規定したことを示している。然るに漢律佚文によると、大逆無道に対しては本人は腰斬、その家族の従坐は、父母・妻子・兄弟姉妹が棄市とされているけれども、それ以外の家族の従坐の規定は、漢律佚文には徴し得ない。従つて従坐の範囲が果してどの程度にまで及んだものか明らかでないが、ここに魏律において、「家

族の従坐する範囲は、祖父母や孫にまではおよばないこととする」と、明確に限定せられたわけである。

次の「謀反大逆」は、訳注晋書刑法志(四)には、これを一罪として訳出しておいたが、唐律疏議には謀反と大逆とをそれぞれ一罪として数えて、その犯罪内容も異なるものとしている。漢律における謀反大逆は、沈家本のように、もともとこれ一事であって、一はすでに謀り、一はすでに行なうの区別があるのみであるという見方(漢律摭遺卷三)るが、もあこれとて決して決定的な見解ではないから、ここではしばらく「訳注」とは別に、それぞれを一罪とする唐律疏議に従うこととする。唐律疏議の名例では、謀反を十惡の第一に数えて、「謂謀危社稷」と定義し、十惡第二の「謀大逆」を「謂謀毀宗廟山陵及宮闕」としており、いずれも国家および皇室に関する重大犯罪であって、唐律疏議では賊盜律に属しているが、ことがらの性質上、そしてそれが一罪たると二罪たるとを問わず、本来、賊律に属していたであろうことは疑いない。そしてこの謀反大逆は、国家にとって最大最惡の犯罪であって、本人は極刑に処し、その三族は誅滅するけれども、そのことを記載しないのは、いつに「極惡な行為を厳しく絶滅するためである」とことわっている。<sup>(2)</sup>

次の条項は、人を賊殺したり鬪殺したりして、告発せられたのちに逃亡するものがあれば、古来の精神にのっとりて、被害者の子弟は、追跡して殺戮してもよいことを認めたものであるが、これは魏の文帝の黄初四年春正月の詔に、「敢有私復讐者、皆族之」と、復讐行為の禁止を命じているのに対する特例であり、またその修正案ともいうことができるであろう。しかし上文の本文につづく「會赦及過誤相殺、不得報讐」ということばは、その但し書きに相当するものであって、天子の赦令によって罪を免ぜられたもの、および過誤によって殺人したものに対しては、その復讐を禁ずることをいうものである。そしてこれは、「諸誤殺傷、過失殺人者不坐」とする漢律(3)に(3)応ずるものであり、と思われる。「相殺」というのは、故意によらない殺人であるだけに、その時の事情如何によっては、どちらが加害者となり被害者となったか分らないような、偶然による人殺しをさしているであろう。なおこの「賊鬪殺人」

の語は、漢律にも唐律にも見ることができないが、漢書刑法志には見えており、<sup>(4)</sup>「鬪殺」の語は、唐律疏議の賊盜律と詐偽律とに見ることができ、とにかくこの「賊鬪殺人」の条項が、賊律に属していたであろうことは明らかである。次に「正殺繼母、與親母同、防繼假之隙也」とあり、そしてこの条項が、初めの「賊律を改め」たことの一例であるとすれば、当然に漢律では、同じ母殺しであっても、実母と繼母とは區別せられていたということにならざるを得ない。従つてまた、通典(一百六十六)に引くところの漢律に、「殺母以大逆論」とあるのは、もっぱら実母のみについていうものということになる。<sup>(5)</sup>もつともこれは、他にこのことを実証する資料があつていうわけでは決してないが、この漢律の改正条項のみからいえば、やはりこのように推論せざるを得ないのではないかと思う。もし然りとすれば、漢律においては、子の実母と繼母とに対する關係は、その殺害の刑罰において見られるように、區別せられていたといふことになるのであつて、かかる「繼母とまますとの間に溝のできるのを防ぐため」といふ家族道徳的な見地から、魏律においてはこのように改められたものと見ざるを得ない。張鵬一は漢律類纂において、兄弟を殺害した場合、兄弟を人に殺害させた場合、あるいはまた父母が故なくして子を殺した場合などを賊律に入れてゐるが、同じ意味で、繼母の殺害が賊律に属したであろうことは疑いない。そして次の「異子の科を除く」といふのは、私見によれば戸律に属すべき条項であるから、従つて「序略」後節の冒頭に「又改賊律」といふのは、上記の「大逆無道」と「謀反大逆」、「賊鬪殺人」、「正殺繼母」の諸項のみについていつたものといふことになる。

「除異子之科、使父子無異財也」といふ「異子之科」なるものの内容が明らかでないが、「父子をして異財なからしめる」といふことから判断すると、漢代には父子が財産を異にすべきことを規定した科文を有したものと考えざるを得ないが、これは中国の伝統的な家族道徳の上からいつても、またそれに由来する唐律疏議などの条文の上からも、明らかに尋常ならざる特異な規定であるが、「除異子之科、使父子無異財也」といふ表現からは、やはり一応は上記

のように解せざるを得ないと思う。もし然りとすれば、唐律疏議では、父子の別籍異財の禁止は戸婚律に属しており、この条項はもちろん科ではあるが、その科の性質としては、戸律に属する内容を規定したものであるといふことができよう。

次に「毆兄姉加至五歳刑」とあるが、漢律類纂では「毆兄姉者、完城旦論」とあって、四年の勞役刑としている。従つて魏律では漢律より一年勞役刑がながくされているから、「その罪を加重して五歳刑とする」といつているのである。なお唐律では「諸毆兄姉者、徒二年半」とあって、二年半の徒刑に改められている。そしてこの条項は、漢律類纂では賊律に、唐律疏議では鬪訟律に属しているが、鬪訟律をその内容の上からあえて鬪律と訟律とに分けるとすれば、鬪律はもともと疏議のいう「鬪毆之科」を論ずるもので、「鬪毆」という行為は漢律では賊律に属すべきものであり、その「鬪毆」行為の被害者の身分を明示し限定するにとどまるこの条項が、当然に賊律に属するであろうことはいうまでもない。

次の「囚徒誣告人反罪及親屬」とあるは、「囚徒誣告人反、罪及親屬」とも、また「囚徒誣告人、反罪及親屬」とも読むことができる。前の読みかたに従えば、囚人が他人を謀反の罪に誣告すれば、その誣告の罪が囚人の親屬にまでおよぶということになり、後のそれに従えば、囚人が他人を無実の罪で誣告すれば、それに反坐してその罪が囚人の親屬にまでおよぶということとなり、かなり異なつた犯罪内容となるが、沈家本(漢律摭遺卷六)は前の読み方をとり、そして唐の鬪訟律の「囚不得舉告他事」の条の疏議に引く獄官令に、「囚明知謀反以上、聽告」とあるから、唐では謀反・大逆の罪については、囚人の告発を許したわけで、これはおそらくは漢律にもとづくものであらうとしている。とにかくこの条項が囚律に属すべきものであることは、その内容が囚徒に関するものであるところから明らかである。

次に「改投書棄市之科」とある「投書」が、唐律の「投匿名書、告人罪者」であるとすれば、唐律の鬪訟律、特に

その「訟事」に関するものであり、それは「人の罪を告げる」ことを目的とするものであって、内容的には「告劾」などととも、漢の囚律に属することがらであったであろうと思われる。そしてかかる行為に対して棄市という重刑をもって臨んだのは、唐律疏議のいうように「己の名を隠匿し、あるいは人の姓字を仮つて、ひそかに犯状を投じ、もつて人の罪を告ぐる」行為によつて生ずる弊害を抑止しようとしたことであつたと考えられる。もつともその刑罰は、漢律では「棄市」の刑であつたのに対して、唐律では「流二千里」と軽くしているが、魏律においてはどの程度に軽減せられ、そしてそれが如何なる事由によるものか——おそらくは刑が過重であるということによるのであろうが——これだけの記述からしては読みとりがたい。

次の「正篡囚棄市之罪」の条項は、唐律疏議に「若竊囚而亡、與囚同罪」とあり、その疏議は「與囚同罪」を解して、もし死刑囚を竊取すれば死罪、流刑徒刑の囚を竊取すれば、それぞれ流や徒の罪を得ることとして説明しており、従つてそれによれば、囚人奪取に対する量刑は、囚人そのものの罪の輕重に應ずるといふ弾力あるものであつたことが知られるが、もし漢律が囚人の罪の輕重にかかわりなく棄市の刑に処していたものとすれば、「篡囚」そのことに一定した重刑を課していたことになる。問題は「正」の字の字義如何といふことになるが、この「序略」後節の全体の記述が、魏における漢律の改正点を例示したものであるといふたてまゝに立てば、律の規定を實際に勵行したといふ意味に解すべきではなく、漢の律文との關係において理解すべきであるといふことになる。従つて「正」の字義は、漢律の規定を改正したとと解するか、または、漢律の規定より嚴しく棄市の罪にしたことと解するよりほかにはない。なお漢代における「篡囚」の実例における刑罰は、漢書の王子侯表の記載によると、やはり棄市の罪であつたものの如くである。<sup>(6)</sup>しかしその事例とするところは極めてすくなく、かつそれは死罪の囚人の場合であるため、もし死罪の囚でないものを奪つた場合の罪は果して何であつたか、沈家本（沈寄穆遺書、卷六）とともに疑問とするところで

あるが、とにかく沈家本はこの「篡囚」の条項を囚律の断獄の条にいられている。

次の「二歳刑以上、除以家人乞鞠之制」とある「乞鞠」の制度は、中国古来の裁判制度の一で、漢律でも「囚不得告舉他事、其有故乞鞠者聽」とか、「徒論決滿三月、不得乞鞠」などと、一定の制限を付して許していたことが知られるが、魏においては、その刑が二歳刑以上のものについては、犯罪者の家族による再審訴願はこれを認めないことにしたということになる。

最後の「改諸郡不得自擇伏日」という条項は、これによると、従来盛夏の三伏の休日は、土地によってその日取りを異にしていたものの如く、それを魏において、一定の日取りに決定統一しようとしたことが知られる。すなわちそれは、「天下の風俗を同一にするため」のものであつて、芸文類聚卷五に引く風俗通には戸律に属せしめており、沈家本や張鵬一もひとしく戸律の条項と目している。

以上私は、「序略」後節の記述の簡略な解説を試み、かつそれぞれの条項が、漢律において所属すべき律名を比定してみたのであるが、それはいうまでもなく魏律における律の改正が、漢律を基体として行なわれていることによつてである。いまそれによると、そしてもし私の漢律への比定に大過なしとすれば、魏律における改正は、漢律の具律、賊律、戸律、囚律などに属する事項に限られているということになる。かりにもしこのような漢律への比定に誤りがあるとしても、「序略」の記する魏律の改定条項が、漢の九章律との関係においては、捕律や雜律や興律や廢律

（廢律を除いたことや、その若干事項をもって郵賦令としたことは「序略」前節に述べられている）にはおよんでいないということができると思ふ。そしてもしこのようにいうことができるならば、この事實はそもそも何を意味しているのであろうか。換言すれば、「序略」後節のあげる条項が、魏における漢律の内容的な改定を示すものであるとすれば、それは、改定のすべてをつくすものであろうか、それともその若干を例示したにすぎないであろうかということである。かりにもし前

者であるとすれば、漢律の内容的な改定は、九章律中の数律についてのみ行なわれ、前記の如く捕律や雜律などには全然およびなかつたことになる。しかし「序略」前節にも見られる如く、かなり大規模な漢の律令の改正や編成がえを行なっているものであつて、かかる際に魏が、単に形式的に漢律の位置の移動や、所屬の改編のみを行ない、そして漢律を機械的に離合集散して、それで新律を制定したものと受けとめることは困難である。たとえば廢律を廢除する理由として、「律猶著其文、則爲虛設、故除廢律」と「序略」に記しているのは、旧律の改廢や改編にあつては、実際に即し、現状に適合することを念慮に入れていることの一端を示すものである。事実、九章律の制定以來、四百年を経過している魏において、とりわけ未曾有の律令改定の大作業が行なわれるに際して、殆んど形式的な律令の改編のみに終始したとは、どうしても受けとりがたいところであつて、律令の改編と新律の増加制定の過程においては、当然に律の内容にも相当な改訂が行なわれたものと考えざるを得ないと思う。もし然りとすれば、「序略」の後節は、前節が主として漢律の改編と新律制定の理由とを総括的かつ形式的に述べるものであるのに対して、個別的内容的に、律（科も一条含まれている）の改定条項と改定の目的とを述べるものであるということができよう。ただし、その改定条項は、実際にはかなり多数にのぼっていたが、「序略」には、その若干、おそらくはその主要な改定条項の若干を例示したにすぎないであろうと考えられる。もつとも魏律制定の目的とするところは、晉志に「刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法」といわれている如く、まず、巨大な数にのぼっていた漢科を整理統合して、それぞれ歸屬すべき律に歸屬せしめることであつたのであつて、その意味では免坐律の新設は、魏の新律制定の大きなねらいであつたということができよう。

要するに魏における漢律の内容的な改定は、各律にわたつてかなり広汎に行なわれたものと考えられるが、「序略」は九章律中の数律についてのみ記述し、その他は省略に従つたものと思われる。従つて、全然改定されなかつたかの

如き感をあたえる律においても、実際にはやはり改定が加えられたものと考えて誤りはなく、「序略」はそれらについて記述していないにすぎぬということになる。さらにまた「序略」がその改定条項を記している、たとえば前記の賊律の如きも、あげるところのものはわずかに四条ほどであるけれども、実際にはもつと多数の条項にわたって改定が行なわれたであろうと想像されるし、また改定条項の例示的記載にとどめられた諸他の律においても、また何条か、あるいは何十条かにわたって広く改定が加えられたものと想像される。そしてまたこの想像は、おそらくは誤りのないものであらうと信じている。そして「序略」は屢説の如く、それらの記述を大はばに省略して、ただ上記の如く、若干の例証を示すにとどめているわけである。然らば「序略」は、なにが故にかくの如く記述を省略しているのだろうか。私はかかる記述の省略そのことに、「序略」そのものの性格が存していると思ふのであるが、その問題に入るにさきだつて、いま一度「序略」後節の記述を、文章の形式的な面から考察してみたいと思う。そして、そうした手続きは、「序略」の性格をさらに明らかならしめる具体的な資料のひとつとなるであらう。

更依古義、制爲五刑、

其死刑有三、髡刑有四、完刑作刑各三、贖刑十一、罰金六、雜抵罪七、凡三十七名、以爲律首。  
又改賊律、

但以言語、及犯宗廟園陵、謂之大逆無道、要斬、家屬從坐、不及祖父母孫。

謀反大逆、臨時捕之、或汙瀦、或梟菹、夷其三族、不在律令、所以嚴絕惡迹也。

賊鬪殺人、以劾而亡、許依古義、聽子弟得追殺之。

會赦及過誤相殺、不得報讎、所以止殺害也。

正殺繼母、與親母同、防繼假之際也。

除異子之科、使父子無異財也。

毆兄姊加至五歲刑、以明教化也。

囚徒誣告人、反罪及親屬、異於善人、所以累之使省刑息誣也。

改投書棄市之科、所以輕刑也。

正篡囚棄市之罪、斷凶強爲義之蹤也。

二歲刑以上、除以家人乞鞠之制、省所煩獄也。

改諸郡不得自擇伏日、所以齊風俗也。

斯皆魏世所改、其大略如是。

「序略」の後節は前記の如く、魏における漢律の改定条項を網羅するものではなく、その若干を例示するにすぎないものではあるが、その限りにおいて、新律の改正条項とその目的とを記するものであるといわなければならぬ。そして私が便宜圏点を付したところに注目すると、次のようなことがい得るのではないかと思う。すなわち「序略」後節は、首尾まとまった一文をなすものでは決してなく、上に列記したような形において、個々に独立している短文を、単に点綴して列挙したにすぎないと思われるということである。そしてこのような想定の上に立って、さらに想定を一步すすめるとすれば、これら一条一条は、さらに長い文章の中から、その要綱のみを抄録摘記したものであるか、あるいは他に本文と呼ぶべき、従って比較的な意味ではさらに長い律文の如きものがあるその前文ないしはその要録であって、従って「序略」の後節とされる部分は、それらを単に列挙したものにすぎないのではないかというところである。そしてもしかかかる想定にして大過なしとすれば、「序略」後節の表現や記述の内容が、きわめて節略せられたものであるということも、自然に首肯され得るのではないかと思う。そしてそれは、ひとり表現形式や、個

々の改定条項の記述内容のみの問題ではなく、「序略」後節全体にわたる記述そのものについてもいうことができる。すなわちさきに「序略」後節の記述するところは、九章律中の数律——しかもその数項のみであるが——のみにとどまって、捕律や雜律について記述するところがないことを指摘したが、雜律の如きはその律条自体が物語っているように、律の内容の整理統合に際しては、もつとも多く整理や改編の対象となるべきものと考えられるにかかわらず、雜律の改訂について全然記するところがないということは、なんとしても理解しがたいところである。<sup>(7)</sup>もつともさきに試みた想定によれば、実際には雜律の内容的な改定は行なわれたのであるが、「序略」後節における改定条項の抄録摘記の対象とはされなかったため——雜律に関しては特記すべき著しい改定が行なわれなかったという理解もなりたつであろう——記載されなかったとい得ないこともない。とにかく雜律について想像されるように、「序略」の後節は、魏における漢律改定の条項を、ことごとくは網羅列举するものではなく、おそらくはなんらかの規準や立場から、比較的重要な改定事項と思われるものを、取捨選択して摘記したものであることは否定し得ないであろうと思う。またその故にこそ列举された各条項が、それぞれに独立していて、全体として必ずしも脈絡をもたず、また一貫した記述の体裁もなしていないわけである。

注 (2) 訳注晉書刑法志(四)、同志社法学第五十七号、九六頁参照。

(3) 張鵬一、漢律類纂、二八枚参照。

(4) 訳注漢書刑法志、七一頁。

(5) また九朝律考、一〇九頁（一九五五年版）参照。

(6) 漢書卷十五上、攸輿侯則、「太初元年、坐黨死罪囚棄市」。

(7) ただし雜律の「假借不廉」が請賅律の内容のひとつとなったことは、「序略」前節に述べられている。

私はいままで、「序略」の記述内容や表現形式について、若干の問題点を指摘するとともに、またそれらの問題点に対する私の管見を開陳してきたのであるが、私はここで、「序略」そのものについての私の見解を申し述べることによつて、諸種の問題点に対する私見の根柢にあるものも、自ら明らかにされるのではないかと思う。

「序略」は一般に「序略」とよばれるもの、ないしは劉劭の「律略論」の一部であろうとせられている。<sup>(8)</sup>しかし単に「序略」というものということでは——著作とよぶには余りに短篇である——これに具体的な歴史的位置をあたえることができない。ところが幸にして、劉劭が魏の新律制定の主要な担当者であり、かつ劉劭には「律略論」という刑律に関する論著があつて、それに「序略」と同じ「略」の字が用いられているというところから、「序略」はその「律略論」の一部であろうとされている。そして「序略」が「律略論」の一部であろうというのは、隋書経籍志に「律略論五卷」とあるのに対して、「序略」が極めて短文であるということによるものようであるが、この「序略」と「律略論」とを結びつける説自体が、きわめて常識的な見解で、格別の根柢があつたものでは決してない。第一「序略」は、上に考察してきたところによつて明らかのように、魏律の概略を叙述したにすぎないもので、「律略論」すなわち「論」と呼ぶにふさわしい内容のものでは決してない。すくなくとも「序略」に関するかぎり、「論」の片鱗だに見出すことは困難である。もしあえて「律略論」の一部であるという説に固執しようとするならば、「律略論」の本文や本論との関係においてみるよりも、平明に魏律の概略を叙述した序文の一部、正しくは序文の要略とみた方がよさそうである。とにかく「序略」の内容が、律論の一部でないことだけは認めざるを得ないと思う。なお「序略」の「序」の字にも「略」の字にも、それぞれ字義上の疑義があるかも知れない。たとえば劉向の「新序」の「序」は、おそらくはついで、というほどの意であつて、それは、新しく、百家の伝記をついで、すなわち彼の独自の見地から諸家の伝を秩序づけることに由来する書名であると考えられる。従つて「序略」の「序」とは、その由来する本

義は同一であるとしても、用法上は一応区別されたものと解して誤りはないであろう。すなわち「序略」の「序」は、おそらくは詩序や書序と用法上は字義を同じくする文体の一種と考えてよいであろうと思う。また「略」の字は、こゝまた劉向の「七略」を始として、「略」の字を書名中に有するもの二、三にとどまらないが、いずれも略記略述の「略」であつて、「序略」の「略」とも、「律略論」の「略」とも、ともに同義であるといつて差支えないであろう。そして「序略」の「序」が「新序」の「序」と異なつて、序文の「序」と字義を同じくするとすれば、「序略」は序文の要略とか概略であるということになるのである。もし「序略」の意味を上記のように解するとすれば、「序略」が律論の形をとっていないとしても、それは十分に首肯し得ることからであり、また「序略」が、とにかくにも魏律全般について略述していることも、それが「序」であることの性質上、当然なことといひ得ないこともない。さらにまた「序略」の文中、適確にその意味を捕捉しがたい表現が往々にして存するということも、序文の節略によつて生じたものとして説明し得ないこともない。

もともと、「序略」をもつて「律略論」の一部とする見解が、なんら積極的な根拠をもたないものであることは既述の如くであるが、このような常識的な見解が、もし一説としてなりたち得る余地を存するとすれば、むしろ、同じ劉劭の著作である「説略」一篇と結びつけることの方が、はるかに妥当ではないかとさえ考えられる。劉劭伝によると、彼には律略論のほか、説略一篇、樂論十四篇、その他、法論、人物志など数多くの著作があり、景初年間に詔をうけて、「都官考課七十二条を作り、また説略一篇を作る」とある。ただ問題は「説略一篇」の内容であるが、「都官考課七十二条」と併記されていることから、おそらくはこれもまた刑律に関する著作ではなかつたかと想像される。もし然りとするならば、この「説略一篇」こそは、「律略論五卷」よりも、むしろ妥当な関係において、「序略」との関係を考えうるのではないであらうか。すなわち第一には、律略論とおなじく「略」の字が用いられている

こと、第二に「説略」は「論」でないこと、第三に「律略論」が五卷であるのに対して、「説略」は「一篇」であつて、それは、「序略」が短文であることを思いあわせての理由である。しかしこれとて、一片の想像以上のものでは決してないが、「律略論」の一部とする見解よりは、多少とも合理性をもつものであるかも知れない。

とにかく私は、「序略」が「律略論」の一部であるという説に対しては、きわめて懐疑的ないし否定的であること上記の如くであつて、もしあえて両者を結びつけるとすれば、名称上また内容上、「律略論」の本文でない、従つて論ではない序文の要略とでも解するよりほかにはない。そこで、ひるがえつて晉書刑法志の当該箇所を検してみると、

其後天子又下詔、改定刑制、命司空陳群、散騎常侍劉劭、給事黃門侍郎韓遜、議郎庾嶷、中郎黃休荀詵等、刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡令四十五篇、尚書官令軍中令、合百八十餘篇、其序略曰。

とあつて、新律十八篇の制定に關与した陳群以下六人の名があげられている。そして陳群が司空、すなわちかつての御史大夫であつたことから推測して、陳群が魏の刑制改革の名義上の責任者であつたであろうことが想像せられる。

そして次に劉劭が散騎常侍という、比較的な意味では高官であつたのに対して、韓遜・庾嶷・黃休などは、いずれもその伝記さえ詳らかでない程度の人物であり、荀詵は有名ではあつたが若くして死んでおり、従つて刑制改革の實質的な担い手は、劉劭か陳群か、そのいずれかであつたと想像せられる。然るに後漢書の陳群伝の記事は甚だ簡略であつて、魏の刑制改革については記するところがない。これに反して劉劭に關しては魏志の本伝に、

徵拜騎都尉、與議郎庾嶷荀詵等定科令、作新律十八篇、著律略論。

とあつて、劉劭が刑制改革の主導的役割を演じたことと、律略論を著したことが記されているが、この律略論は、おそらく「新律十八篇」との關係において、ここに記されたものであらうと思う。そして刑制改革の主要な内容をなす新律十八篇と、それと不可分な關係をもつであらう律略論と、さらに「序略」、すなわちその名称と記述の内容との關

聯において、「序略」をもって律略論の一部であろうとする見解が生れたものと考えられるが、私は上記のような意味において、「序略」と「律略論」と結びつけることには賛同しがたいのである。そこで、さきに引用した晉志の記事を読みかえしてみると、その末尾に「其序略曰」とあるが、この「その序略」とは、そもそも何を指しているのであろうか。このことをいまま少し考えてみる必要がある。

晉志の「刪約舊科」以下「合百八十餘篇」までは、陳群以下に命じた刑制改定の具体的方針と、「改定」された律令の名称とを示すものである。そして魏志の本伝に記しているように、劉劭が律令改定の実質的な担い手であったとすれば、「その序略」という「その」ということばを、劉劭、特にその律略論との関係において解するということも、あながち附会とのみはいきれないものがあるとしても、晉志の記事に即するかぎり、それは、なんらかの約束なり前提なりを設定しないかぎり、晉志の自然な理解の仕方ではないように思われる。すなわち、たとえ劉劭が新律制定の実質的な担い手であったとしても、この晉志の記述の仕方自体からは、特に劉劭との関係においてのみ、「その序略」の「その」を解することは、なんとしても無理があるように思われる。然らばその自然な理解の仕方は如何というに、私の考えでは、「新律十八篇、州郡令四十五篇、尚書官令・軍中令、あわせて百八十餘篇を制した」というのが、「その序略に曰く」の直接の前文であるから、やはりこれら新制の律令との関係において解すべきではないかと思われる。もし然りとすれば、新しい律令の編纂や改定がなつて、陳群等がそれらを天子に奉るに際して、あたかも唐律疏議における「表」の如く、そのおのおのに、あるいはまた新律令のすべてに対するものであったかも知れないが、とにかくその要綱を示す「序」を付したであろうことが想像せられる。そしてこのように「序」を付することは、「あわせて百八十餘篇」にもおよぶ大部な律令の改定に対しては、まさに必要であったであろうし、他方また、この律令の改定事業が「天子又下詔」と、天子の詔命によるものであるにおいては、さらに当然な措置であったと考えら

れる。そしてかかる意味で「新律十八篇」に付された「序」を、晉書の編者が、晉書刑法志の編述の際に、便宜その要旨を節略して記述するということも、刑法志そのものの体例上、これまた当然のこととして考えられるのであつて、そのため晉書の編者は「其序略曰」といったものと思われる。<sup>(9)</sup>もし然りとすれば、「其序略曰」とは、新律十八篇を奉るその序のあらずに曰く、というほどの意になるかと思う。そしてこのような私の想定は、もちろん推測の域を出ないものではあるが、かく理解することによつて、「序略」なるものの記述が簡略に失して、当然に記述すべく言及すべきことがなされていないということも、また時として、意味内容を正確に把握しがたい個所が存するということも、さらにまた「其序略曰」の引用にさきだつ晉志本文の記述の仕方についても、ひとしく説明し得るのではないかと思われる。すくなくともこのような想定は、「序略」を無条件に律略論の一部とする見解以上に、不当なものでは決してないと思つてゐる。

「序略」をもし上記のように解して大過なしとするならば、いままで提起してきたもろもろの疑問に、一応の解明がなし得ないでもない。すなわち「序略」が「序」の節略せられたものであるとすれば、その記述がもともと完備した遺漏のないものであることを期待すること自体に無理があるということになる。そしてこのことを前提として考えるならば、「序略」前節において、繫訊断獄律が一律か二律か必ずしも明らかでない記述がされていることも、また囚律の存否が必ずしも明らかでないということも、その事由自体は、ともに承認し得ることがらではないかと思う。加之、「序略」の「序」が「序」であるとするれば、当然に「序」のほかにも、別に完備した本文すなわち新しく制定せられた律令があるわけである。故に「序」の節略せられたものとしての「序略」の記述する意味内容は、当時においては、それはそれとして承せられていたことがらではないであらうか。従つてここでは、繫訊断獄律が一律か二律かまぎらわしいといったことや、囚律の存否が明瞭を欠くといったようなことは、今日われわれが問題とするような

意味では、おそらくは問題になり得ず、また疑義も存していなかったのではなからうか。さらにまた興律と興擅律との関係、すなわち新たに興擅律が設けられたことによつて、もとの興律が必然的に解消したか否かが明らかでないといったことも、また、捕律や戸律については、いわゆる前節には全然記するところがないけれども、諸家がひとしく認めているように、この二律の存置したことについて全然疑問がないとするならば、この二律に関しては、他律に見られるような他律への改編や、また他律からの改編、あるいはまた律の内容的な改定などが全然行なわれなかったかというに、他律における一般的な態様からは、必ずしもそのようには受けとりがたい。もし然りとすれば、「序略」のもとになったものが、他に本文をもつ「序」であり、「序略」はさらにその「序」を節略したものであると理解することによつて、これまた一応の説明がつくのではないであらうか。問題は、「序略」が「序」を果してどの程度まで適確に節略しているかということであるが、もとの「序」の残存しない今日においては、もとより批判のそとにおくよりほかに方途はない。

さらにまた「序略」の後節は、律令や科の内容的な改定を記述するものであることはさきに見た如くであるが、その挙げるところの条項は十数条にすぎず、またその律も数律にとどまってすべての律には及んでいない。故にその挙げるところが、改定せられた条項や律のすべてであるとするならば、単に漢初から魏に到る時間的な経過のみからいっても、これは明らかに寡少にすぎるといふべきであらう。故にさきに想定を試みた如く、それらが改定せられた条項の単なる例示にすぎないと見るならば、それはそれとして首肯し得るものとなる。もつとも「序略」のもとになった「序」も、「序」そのものの性格上、改定条項が多数にのぼるとき、そのことごとくを列挙したとは考えがたく、おそらくはその重要と思われるもののみを掲出にとどめたであらうことは、当然に想像されるところである。従つて「序略」は、それらをさらに節略した形で示すという方法をとつたものと考えられる。そしてもしこのように解する

ことが許されるとすれば、「序略」をもって「序」の節略せられたものとする私の見解は、いわゆる後節についても、甚だしくは矛盾をきたさないものといふことができるかと思う。

私は上に考察してきたような意味において、「序略」を新律十八篇に付された「序」の節略せられたものと見るのであるが、しかし「序略」は「序」を単に節略してできたものでは決してなく、節略の際には晉志の編者によって、かなりな程度に書き改められているものと信じている。それは、「序略」との比較においては、当然に長文であったであろう「序」の節略に際して、まさしく必要な措置であったといふことができるであろう。そしてこの「序」の節略と書き改めの作業は、形式的な表現の問題のみに限っていえば、前節は「序」の記述を忠実に節略すればよいという意味において、比較的には節略しやすい条件にあつたのに対して、後節は、あまたの改定条項の中から若干の条項を選択して例示するとともに、またその改定の目的をもあわせ記するという意味において、前節に比しては、まとまつた一文とはなしていくい条件にあつたといふことができるであろう。このことに由来して、前節をもって「序略」の文となし、後節をもつて晉志の文とする見方が生じてきたわけである。<sup>(10)</sup>そしてこのような見解が生じてきた主たる原因は、「序略」そのものの性格を吟味することなく、「序略」をあたまから首尾まとまつた一篇のものと思ひなし、それが節略せられ、また書き改められたものであることを看過していることにあると思われる。従つてもし私の見るように、「序略」の前後節をふくめて「序略」の文とする立場からすれば、前節と後節とをつなぐ問題の個所、すなわち諸律令中、有其教制、本條無從坐之文者、皆從此取法也。凡所定、増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣。改漢舊律不行於魏者、皆除之。

の文において、中田薫氏のように「皆從此取法也」をもって「序略」末文とみることも、また浅井虎夫氏のように「皆除之」をもってその末文とみることも、私には必ずしも重要な問題とは考えがたい。さらにまた考え方如何によ

つては、「於旁章科令爲省矣」とある「矣」の字をもって一応区切り、「改漢舊律不行於魏者、皆除之」の句を、あとの「更依古義、制爲五刑」につづけて理解することも、あながち不当な区切り方ではないといひ得るかも知れない。しかしいづれにしても、このような句の区切り方の問題は、上記のような私の立場からすれば、甚だしくは重要な意味をもたないわけである。要は「序略」は上掲引用の本文を境として、その内容上、前後二節にわち得るということであつて、それをどこで厳密に区切るかということは、私には必ずしも問題ではない。なぜかとならば、「序略」全体が書き改められたものであるという前提に立つとしても、前節の終りに近く、後節の初めにおいて、すなわち上に引用した個所において、晉志の編者のことばが顯著に挿入されているか、または顯著に書き改められていると信ぜざるを得ないからである。故にこの意味において、前節の末文をどこに定めるかということは、私には大した意味をもたないということになるのである。従つて、かりに「序略」が前節のみで終るものであるとしても、その範圍に関する中田氏と浅井氏との見解の相違は、私には殆んど問題にならないといわなければならぬ。

以上私は「序略」について、さまざま臆測を逞しくして、ひとつの仮説を立ててみたのであるが、要之、「序略」が「序」の如きものの節略せられたものであり、そしてそれが晉志の編者によつて、全面的に書き改められたものであること、さらに「序略」のいわゆる後節が、「序略」の内容を伝えるものでないという明らかな証拠が存しないかぎり、そしてまたそれが、疑いなく漢律に対する魏律の改定条項を例示するものである以上、ことさらにこの部分を「序略」から除外する積極的な理由はない、ということなどが承認されるとするならば、この小稿の目的は十分に果し得たものといふことができるであらう。

注 (8) 貝塚茂樹「李悝法經考」(東方学報京都第四冊、二九八頁)、滋賀氏もまたこの説に準拠していられるものの如くである(曹魏新律十八篇の篇目について、四二五頁)。

(9) 晉志の下文にひく張斐の晉律注も、「其の要に曰く」として引証せられており、これは晉志の編者が、その注の全文ではなく、要略のみを記述したことを示すものであって、その意味では「序略」の「略」と意義も用法も同じであるということができらるであらう。

(10) 本稿上篇一六頁参照。滋賀氏もまた沈家本の見解に従われ、私のいわゆる後節をもって晉志の文と見られているようである(四二二頁)。